

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 28日

都道府県知事

静岡市長

殿

提出者

住 所 神奈川県横浜市西区みなとみらい3-3-3

氏 名 鹿島建設株式会社 横浜支店

常務執行役員支店長 桐生 雅文

電話番号 045-641-8133

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	鹿島建設株式会社 横浜支店（静岡市内各現場）
事業場の所在地	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-3-3
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	140,374百万円/年
③ 従業員数	当該事業所 766名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	1. 排出事業者としての処理工程 発生（現場）⇒保管（現場）⇒収集・運搬（積替・保管含む）⇒中間処理（再生含む）⇒最終処分（埋立等） 2. 建設副産物管理フロー 計画の策定「分別解体等の計画等」・「届出書」（発生予測→発生抑制の検討・再使用の検討・リサイクル方法の検討）⇒運用管理（委託契約書締結等→環境情報システム（施行プロセス）運用→事前協議届（特管管理責任者の設置等）→作業員教育→搬出管理）⇒実績集計・報告（月次集計・入力→「再資源化等報告書」等作成・提出→記録の保管） ※品目毎の処理の工程は別紙のとおり。

（日本産業規格 A形4番）6.6.28



(第2面)

産業廃棄物の処理に関する管理体制に関する事項

(管理体制図)

1. 当社の環境管理推進体制・・・全社環境委員会委員長⇒委員長代理⇒支店長⇒支店事務局⇒部門支店環境管理責任（土木部・建築部）⇒工事事務所
2. 担当者の役割・・・支店（総括環境管理者任命）、工事事務所（環境統括管理者・環境管理者任命）による関係者の責務と役割を明確にした社内管理体制
3. 現場の組織体制・・・環境統括管理者（所長）→環境管理者（副所長・工事課長他）→現場推進者（担当者）また、協力会社組織としての職長会活動として、環境活動に取り組む

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】								
①現状	産業廃棄物の種類	8種類								
	排出量	1,473 t	t							
(これまでに実施した取組)										
令和5年度の取組としては：										
<ul style="list-style-type: none"> ・土木工事：最終処分率3%未満、混合廃棄物の分別強化、廃棄物データの定期的確認 ・建築工事：最終処分率3%未満、社内システムを活用し現場毎の廃棄物削減計画の実行・監視・結果評価の流れを整備する。施工計画における手廻り、やり直し作業や意図しない突貫工事化を防止することにより、廃棄物の削減と大量排出工事のゼロを目指す。 ・その他取り組み：3R推進活動を展開し、抑制・分別・代替品使用の指導と支援、リサイクル率の高い処理業者を起用する。リサイクル可能な廃プラスチックの更なる分別を徹底し、再資源化を図る。 										
②計画	【目標】									
	産業廃棄物の種類	8種類								
②計画	排出量	1,108 t	t							
	(今後実施する予定の取組)									
令和6年度の目標としては：										
<ul style="list-style-type: none"> ・土木工事：最終処分率3%未満、混合廃棄物の分別強化、廃棄物データの定期的確認 ・建築工事：生産性向上活動を通じた廃棄物の低減、3R活動を継続した上で、サステイナブル調達を推進し、サーキュラーエコノミーに繋げる活動を実施する。 ・その他の取り組み：3R推進活動（抑制・分別・代替品使用）を継続する。処理施設の現地確認を継続実施し、優良処理業者を起用する。廃プラスチックの更なる分別を徹底し、再資源化を図る。 										

産業廃棄物の分別に関する事項

		(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
①現状	標準分別ルールによる：			
	<ul style="list-style-type: none"> ・土木工事…コンガラ、アスファルトガラ、廃プラスチック、金属くず、木くず、段ボール、紙くず、混合廃棄（9品目） ・建築工事…現場規模別（5000m²まで・50000m²まで・50000m²以上）・工程別（基礎工事、躯体工事、仕上げ工事）で品目を設定（4品目～19品目） 			
(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)				
標準分別ルールによる：				
<ul style="list-style-type: none"> ・土木工事…コンガラ、アスファルトガラ、廃プラスチック、金属くず、木くず、段ボール、紙くず、混合廃棄（9品目） ・建築工事…現場規模別（5000m²まで・50000m²まで・50000m²以上）・工程別（基礎工事、躯体工事、仕上げ工事）で品目を設定（4品目～19品目）、メーカーリサイクルの積極的採用 				

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和 5 年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	8種類	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	8種類	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和 5 年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	8種類	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	8種類	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】				
①現状	産業廃棄物の種類	8種類				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t			
(これまでに実施した取組)						
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	8種類				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t			
(今後実施する予定の取組)						

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	8種類		
	全処理委託量	1,473	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	1,470	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1,467	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	t	t
(これまでに実施した取組)				
処理委託業者選定の際は、適正業者の起用を徹底することで不法投棄防止に努めている。また、処理施設については、定期的に視察し、視察結果を社内WEBページに掲載して情報共有を図り、環境リスクを回避している。				

(第5面)

【目標】			
	産業廃棄物の種類	8種類	
	全処理委託量	1,103 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1,103 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1,103 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			
処理委託業者選定については、従来の取組を継続し、特に混合廃棄物取扱業者の精査を継続する。現場で取り組むゼロエミッション活動の観点から工事現場における分別努力が正しく反映されるようなりサイクル率の高い業者選定や、廃棄物処理法改正に伴う、優良産廃処理業者認定制度において認定された業者等への委託へと絞り込みを行う。3R推進活動のモデル現場選定によるゼロエミッションの活性化を図る。リサイクル可能な廃プラスチックの更なる分別を徹底し、再資源化を図る。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者の焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式2

④産業廃棄物の一連の処理の工程

汚泥⇒脱水・固化、混合・攪拌、分級・脱水、混練⇒再資源化

廃油⇒油水分離、混合・焼却⇒最終処分

廃プラスチック類⇒破碎・圧縮固化⇒再生利用・最終処分(埋立)

紙くず⇒破碎・機械選別、破碎・圧縮、減容固化、切断⇒再利用、管理型埋立

木くず⇒破碎、破碎・機械選別、切断、圧縮⇒再利用

繊維くず⇒焼却、破碎、減容、圧縮⇒再生利用、再使用・最終処分(埋立)

金属くず⇒切断⇒リサイクル壳却

() ガラス・コンクリート・陶磁器くず⇒破碎、破碎・機械選別、切断、圧縮⇒再生利用・最終処分(埋立)

がれき類⇒破碎⇒再利用・最終処分(埋立)

混合廃棄物その他⇒破碎、破碎・機械選別、圧縮、減容固化、溶融⇒再生利用

[単位:t]

許可品目	(令和5年度実績)		(令和6年度目標)	
	排出量	排出量	排出量	排出量
がれき類		1,353.0		1,000.0
ガラ陶くず		30.0		30.0
廃プラスチック類		15.0		15.0
金属くず		0.1		1.0
紙くず		2.0		1.0
木くず		13.0		10.0
繊維くず		1.0		1.0
混合廃棄物		59.0		50.0
計		1,473.1		1,108.0

別表A

（令和5年度実積）

令和6年度目標)

別表B